

特定粉じん排出等作業実施届出書

石綿に関する工事建築物の解体工事届出方法と様式

下記の工事・作業には事前の届出が必要です！

1. 飛散性石綿を使用した建築物・工作物の解体・改修・補修作業
2. 解体する建築物の延床面積が80m²以上で、その建築物に非飛散性石綿含有材料が使用されている場合
3. 石綿の有無にかかわらず、解体する建築物の延床面積が1,000m²以上の場合

※ なお、これらの届出を行わずに工事・作業を行った場合、次の罰則がありますのでご注意ください。

- 大気汚染防止法による届出を行わなかった場合
…………… 3月以下の懲役又は30万円以下の罰金（法第18条の17、第34条）
- 隔離等をせずに吹付石綿の除去を行う等、正しい方法で作業が実施されていない場合
…………… 3月以下の懲役又は30万円以下の罰金（法第18条の19、第34条）
- 県条例による届出を行わなかった場合
…………… 10万円以下の罰金（県条例57条第1項、164条）

本冊子及び様式類は明石市のホームページ（<http://www.city.akashi.lg.jp>）からもダウンロードできます。

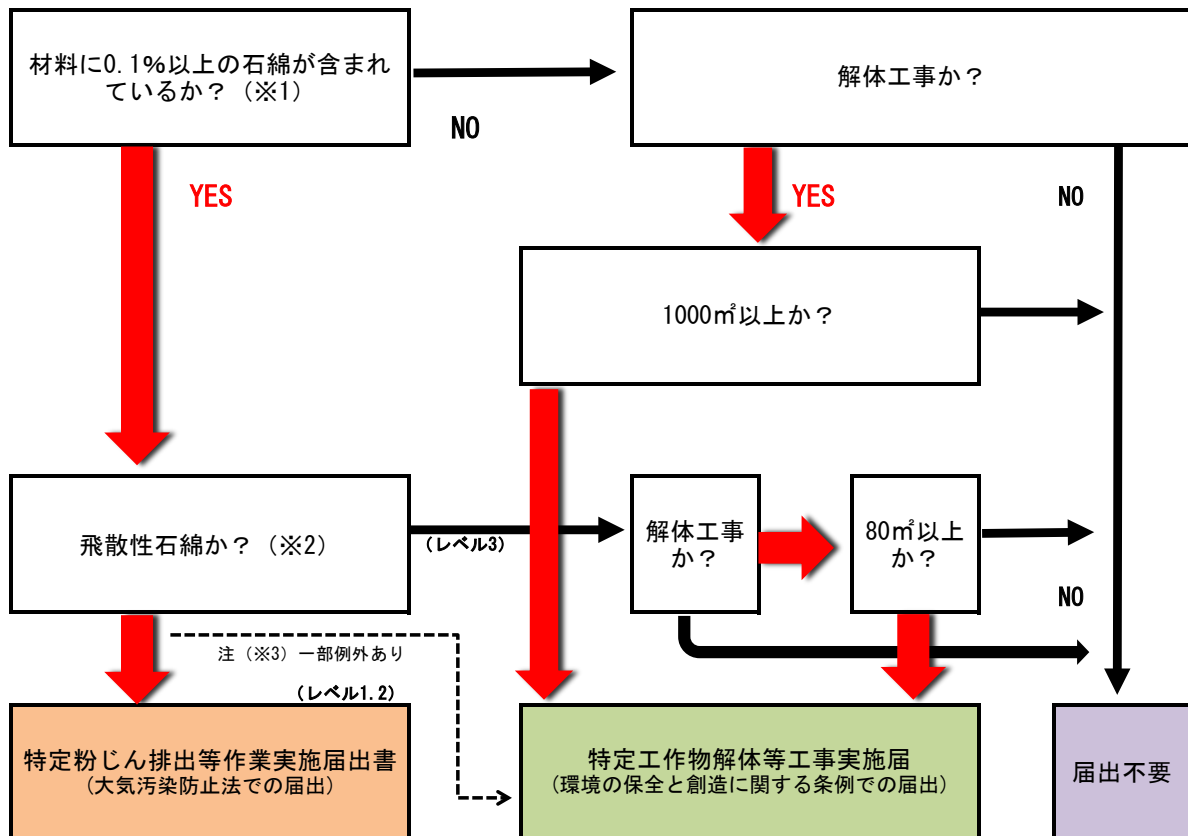
【問合せ先】 明石市 環境産業局 環境室 環境保全課

〒674-0053 明石市大久保町松陰 1131

TEL:078-918-5030

FAX:078-918-5107

必要な届出をチェックするフロー図



特定建築材料 (※1)

・特定建築材料とは、吹付け石綿、石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材、石綿含有成型板等、石綿含有仕上塗材（石綿が質量の0.1%を超えて含まれているもの）のことです。

環境省Webページ (https://www.env.go.jp/air/asbestos/litter_ctrl/)

特定建築材料の具体例：「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」P.17より

吹付け石綿	①吹付け石綿、②石綿含有吹付けロックウール(乾式・湿式)、 ③石綿含有ひる石吹付け材、④石綿含有パーライト吹付け材
石綿を含有する断熱材 (吹付け石綿を除く)	①屋根用折版裏断熱材、②煙突用断熱材
石綿を含有する保温材 (吹付け石綿を除く)	①石綿保温材、②石綿含有けいそう土保温材、 ③石綿含有パーライト保温材、④石綿含有けい酸カルシウム保温材、 ⑤石綿含有ひる石保温材⑥石綿含有水練り保温材
石綿を含有する耐火被覆材	①石綿含有耐火被覆材、②石綿含有けい酸カルシウム板第二種、
石綿を含有する仕上塗材	①石綿含有建築用仕上塗材
石綿含有成型板等	①石綿含有成型板、②石綿含有セメント管、③押出成形品

特定石綿含有材料 (※2)

・環境の保全と創造に関する条例施行規則第15条3項

条例第57条第1項に規定する規則で定める石綿を含む建設材料は、次に掲げる建設材料とする。

(1) 石綿を吹き付けられた建設材料

(2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第1条の2第9項第2号イからニまでに掲げる保温材、断熱材及び耐火被覆材

注 (※3)

配管エルボーの切除など、石綿に接触せず、石綿の飛散の恐れがない場合は県条例で届出ること。

●届出先

- 特定粉じん排出等作業実施届出書
- 特定工作物解体等工事実施届

明石市 環境産業局 環境室 環境保全課

〒674-0053

明石市大久保町松陰 1131 明石クリーンセンター内2F

TEL : 918-5030、FAX : 918-5107

明石市環境保全課の場所



●自動車でお越しの場合

<国道 二号線から >

大久保東交差点北上 1,200m、北高交差点北上1,000m、第2神明道路高架をくぐりすぐに左折600m、明石クリーンセンター看板右折600m

<大久保インターから >

インター出たすぐの信号左折、大久保団地西交差点左折600m、歩道橋手前交差点左折1,200m、突き当たりの信号左折、第2神明道路高架をくぐりすぐに左折600m、明石クリーンセンター看板右折600m

※公共交通機関でお越しの方は、JR大久保駅からタクシーをご利用ください。

届出書類

飛散性アスベスト（レベル1建材、レベル2建材）※に係る作業

届出の名称	特定粉じん排出等作業実施届
届出が必要となる作業 (1、2のいずれか)	<p>1. ※飛散性アスベスト（レベル1建材、レベル2建材）が使用されている建築物その他の工作物を解体する作業</p> <p>2. ※飛散性アスベスト（レベル1建材、レベル2建材）が使用されている建築物等を改造し、又は補修する作業</p> <p>(注意！) 配管エルボの切除など、石綿に接触せず、石綿の飛散のおそれのない場合は「特定工作物解体等工事実施届出書」を提出して下さい。</p>
届出の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大気汚染防止法第18条の17（届出義務） ・ 同施行規則第10条の4（届出書類） ・ 大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令（要綱） （特定粉じんを多量に発生する等の原因となる特定建築材料）

※飛散性アスベスト（レベル1建材、レベル2建材）

・大気汚染防止法第18条の17（特定粉じん排出等作業の実施の届出）

第十八条の十七 特定工事のうち、特定粉じんを多量に発生し、又は飛散させる原因となる特定建築材料として政令で定めるものに係る特定粉じん排出等作業を伴うもの（以下この条及び第十八条の十九において「届出対象特定工事」という。）の発注者又は自主施工者（次項に規定するものを除く。）は、当該特定粉じん排出等作業の開始の日の十四日前までに、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 当該届出対象特定工事の発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 当該届出対象特定工事の場所
- 三 当該特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における当該政令で定める特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積
- 四 当該届出対象特定工事に係る第十八条の十五第一項第二号ロからニまで及び第三号ロに掲げる事項

・大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令（要綱）

（特定粉じんを多量に発生する等の原因となる特定建築材料）

法第十八条の十七第一項の政令で定める特定建築材料を、吹付け石綿並びに石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材とすること。

特定粉じん排出等作業実施届出書について

● 作成する届出書類

以下の届出書類と添付書類を1セットにして、2部作成してください。
(受付後、1部は控えとしてお返しします。)

届出書類	様式第3の4「特定粉じん排出等作業実施届出書」 (記入例:P.9) 発注者以外の方が届出される場合には委任状が必要です。
	別紙「特定粉じん排出等作業の方法」 (記入例:P.10)
添付資料	解体等工事に係る事前調査説明書面 (発注者へ説明した書面の写し) (記入例:P.11、12)
	作業計画書 (①工事の概要②石綿含有建材除去等作業③石綿飛散防止措置 ④工事の工程表⑤施工体制) (記載事項詳細:P.13.14)
	施工範囲図 ・特定粉じん排出等作業の対象となる建築物の部分の見取図 (主要寸法、特定建築材料使用箇所を記入) ・作業場の隔離状況及び前室の設置状況を示す見取図 (主要寸法、隔離された作業場の容量、集じん・排気装置の設置場所、排気口の位置を 記入)
	標識の写し(建築物等の解体等の作業に関するお知らせ) (記入例:P.15)
作業完了後に 提出する資料	特定粉じん排出等作業完了報告書 (解体等工事の元請業者は、作業結果に関する書面を作成して発注者に報告する必 要があります。その際に使用した書面の写しを提出して下さい。) (様式例:P.16)

※ 注意 !

「石綿取扱い作業従事者特別教育修了証」、「特定化学物質等作業主任者技能講習会修了証」、「作業環境測定士登録証」、「石綿健康診断個人票」などの
作業者の個人情報に記載された資料は添付しないでください。

● 届出期日

作業開始日(養生等の作業を含む)の 15日以上前に 届出して下さい。

※ 大気汚染防止法第18条の17: 作業開始日と届出日の間には14日間必要

● 特定粉じん排出等作業の作業基準

特定建築材料が使用されている建築物等の解体、改造、補修する際には、作業の種類ごとに遵守しなければならない「作業基準」が定められています。

<大気汚染防止法施行規則別表第7>

①	<p>(レベル1、2) 特定建築材料が使用されている建築物等を解体する作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等を除去する作業(②又は⑤の項に掲げるものを除く。)</p>	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。	
		イ	特定建築材料の除去を行う場所(以下「作業場」という。)を他の場所から隔離すること。隔離に当たっては、作業場の出入口に前室を設置すること。
		ロ	作業場及び前室を負圧に保ち、作業場及び前室の排気に日本産業規格 Z8122 に定めるHEPAフィルタを付けた集じん・排気装置を使用すること。
		ハ	イの規定により隔離を行った作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前に、使用する集じん・排気装置が正常に稼働することを使用する場所において確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。
		ニ	特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前及び中断時に、作業場及び前室が負圧に保たれていることを確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。
		ホ	除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。
		ヘ	イの規定により隔離を行った作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後速やかに、及び特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後に集じん・排気装置を使用する場所を変更した場合、集じん・排気装置に付けたフィルタを交換した場合その他必要がある場合に随時、使用する集じん・排気装置の排気口において、粉じんを迅速に測定できる機器を用いることにより集じん・排気装置が正常に稼働することを確認し、異常が認められた場合は、直ちに当該除去を中止し、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。
		ト	特定建築材料の除去後、作業場の隔離を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行った上で、特定粉じんが大気中へ排出され、又は飛散するおそれがないことを確認すること。

②	(レベル2) 特定建築材料が使用されている建築物等を解体する作業のうち、石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材を除去する作業であって、特定建築材料をかき落とし、切断、又は破砕以外の方法で除去するもの(⑤の項に掲げるものを除く。)	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。	
		イ	特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。
		ロ	除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。
		ハ	特定建築材料の除去後、養生を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。
③	(レベル3) 特定建築材料が使用されている建築物等を解体、改造又は補修する作業のうち、石綿を含有する仕上塗材を除去する作業(⑤の項に掲げるものを除く。)	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。	
		イ	除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。 (ロの規定により特定建築材料を除去する場合を除く。)
		ロ	電気グラインダーその他の電動工具を用いて特定建築材料を除去するときは、次に掲げる措置を講ずること。 (1) 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。 (2) 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。
		ハ	特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。この場合において、養生を行ったときは、当該養生を解くに当たって、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。
④	(レベル3) 建築物等を解体、改造又は補修する作業のうち、石綿を含有する成形板その他の建築材料(吹付け石綿、石綿含有断熱材等及び石綿を含有する仕上塗材を除く。この項の下欄において「石綿含有成形板等」という。)を除去する作業(1の項から3の項まで及び5の項に掲げるものを除く。)	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。	
		イ	特定建築材料を切断、破砕等することなくそのまま建築物等から取り外すこと。
		ロ	イの方法により特定建築材料(ハに規定するものを除く。)を除去することが技術上著しく困難なとき又は特定建築材料が使用されている建築物等を改造し、又は補修する作業に該当するものとして行う作業の性質上適しないときは、除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。
		ハ	石綿含有成形板等のうち、特定粉じんを比較的多量に発生し、又は飛散させる原因となるものとして環境大臣が定めるもの(石綿を含有するけい酸カルシウム板第一種)にあつては、イの方法により除去することが技術上著しく困難なとき又は特定建築材料が使用されている建築物等を改造し、又は補修する作業に該当するものとして行う作業の性質上適しないときは、次に掲げる措置を講ずること。 (1) 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。 (2) 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。

		ニ	特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。この場合において、養生を行ったときは、当該養生を解くに当たって、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。
⑤	建築物等を解体する作業のうち、人が立ち入ることが危険な状態の建築物等を解体する作業その他の建築物等の解体に当たりあらかじめ特定建築材料を除去することが著しく困難な作業		作業の対象となる建築物等に散水するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。
⑥	(レベル1、2) 建築物等を改造又は補修する作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等に係る作業		次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等の部分に使用されている特定建築材料を除去若しくは囲い込み等を行うか、又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講ずること。
		イ	特定建築材料をかき落とし、切断又は破砕により除去する場合は一の項下欄イからトまでに掲げる事項を遵守することとし、これら以外の方法で除去する場合は二の項下欄イからハマまでに掲げる事項を遵守すること。
		ロ	特定建築材料の囲い込み等を行うに当たっては、当該特定建築材料の劣化状態及び下地との接着状態を確認し、劣化が著しい場合又は下地との接着が不良な場合は、当該特定建築材料を除去すること。
		ハ	吹付け石綿の囲い込み若しくは石綿含有断熱材等の囲い込み等(これらの建築材料の切断、破砕等を伴うものに限る。)を行う場合又は吹付け石綿の封じ込めを行う場合は、一の項下欄イからトまでの規定を準用する。この場合において、「除去する」とあるのは「囲い込み等を行う」と、「除去」とあるのは「囲い込み等」と読み替えることとする。

条例独自の作業基準について

(条例で規制対象となる解体等工事を行う場合は、法の作業基準に加えて、以下の飛散防止基準を遵守する必要があります。)

1	防じんシートその他の資材で、工事現場が覆われていること。
2	散水その他の方法により、工事現場が湿潤化されていること。
3	石綿を湿潤化するために行う散水その他の措置により石綿を含む水を排出するときは、ろ過処理その他の適切な措置が講じられていること。
4	特定石綿含有材料(レベル1,2)の封じ込め作業に当たっては、作業実施前に石綿粉じんの飛散を抑制するための薬液等の接着性、浸透性等の性能を確認し、適正なものを使用すること。囲い込み作業において石綿粉じんの飛散を抑制するための薬液等を使用するときも同様とすること。
5	撤去された非飛散性石綿含有材料(レベル3)の車両への積み込みにおいても石綿粉じんの飛散防止措置が講じられていること。

記入例

書類を持参される代理者の
個人氏名を記載してください。

委 任 状

私は都合により **明石 太郎** を代理者と定め、下記の特定工事について、大気汚染防止法第 18 条の 17 に基づく届出を、担当行政庁あて提出を行うことにつき委任します。

記

1. 特定工事の名称 届出に記載した「特定工事の名称」を記載

2. 特定工事の場所 届出に記載した「特定工事の場所」を記載

3. 代理者

① 住 所 持参される方の会社の住所を記載

② 会社名 持参される方の会社名を記載

③ 所属名 持参される方の会社での所属名を記載

④ 連絡先（昼間の連絡先）

勤務先・携帯

電話番号 — —

年 月 日

住 所 発注者（施主）の住所を記載

氏 名 発注者（施主）の氏名を記載し、押印 印

(記入例)

様式第3の4

届出日を記入
(作業開始の15日前までに)

特定粉じん排出等作業実施届出書

○年 ○月 ○日

明石市長 殿

発注者が届出
(発注者以外が届出される場合には委任状が必要です)



届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
明石市○○町○丁目○-○
○○株式会社
代表取締役社長 明石 太郎
電話番号 ○○○-○○○

押印
不要

吹付け石綿又は石綿を含有する断熱材、保温材若しくは耐火被覆材に係る特定粉じん排出等作業を実施するので、大気汚染防止法第18条の17第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

届出対象特定工事の場所	○○ビル解体工事 明石市○○町○丁目○-○ (届出対象特定工事の名称)		
届出対象特定工事の元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	明石市□□町○丁目○-○ △△株式会社 代表取締役社長 ○○ ○○		
特定粉じん排出等作業の種類	大気汚染防止法施行規則別表第7 ①の項 建築物等の解体作業(次項又は5の項を除く) 2の項 建築物等の解体作業のうち、石綿を含有する断熱材、保温材又は耐火被覆材を除去する作業(掻き落とし、切断、又は破砕以外の方法で特定建築材料を除去するもの)(5の項を除く) 5の項 特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業 6の項 改造・補修作業(件)		
特定粉じん排出等作業の実施の期間	自 ○○年 ○月 ○日 至 ○○年 ○月 ○日	※整理番号	
特定建築材料の種類	① 吹付け石綿 2 石綿を含有する断熱材 3 石綿を含有する保温材 4 石綿を含有する耐火被覆材	※受理年月日	石綿使用部分に係る作業(養生等の作業を含む)の開始日から、工事の終了日
特定建築材料の使用箇所	見取図のとおり。		
特定建築材料の使用面積	250 m ²	※審査結果	
特定粉じん排出等作業の方法	別紙のとおり。		
参 考 事 項	特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要	建築物(耐火・準耐火・その他)延べ面積 650m ² (4階建) その他工作物	※備考
	届出対象特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所	明石市□□町○丁目○-○ △△株式会社 神戸二郎 電話番号 ○○○-○○○	
	下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	明石市△△町□丁目○番地 ○○興業有限会社 加古三郎 電話番号 △△△-△△△△	

- 備考 1 吹付け石綿又は石綿を含有する断熱材、保温材若しくは耐火被覆材に係る特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分の見取図を添付すること。見取図は、主要寸法及び特定建築材料の使用箇所を記入すること。
- 2 参考事項の欄に掲げる事項は必須の記載事項ではないが、同欄に所定の事項を記載した場合は、同欄をもつて、大気汚染防止法施行規則第10条の4第2項第1号に規定する事項のうち特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要及び同項第3号及び第4号までに規定する事項を記載した書類と見なす。
- 3 ※印の欄には、記載しないこと。
- 4 届出書、見取図及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

別紙 (様式第3の5関係)

特定粉じん排出等作業の方法

特定粉じん排出等作業における措置	○(除去) ・ 囲い込み ・ 封じ込め ・ その他
特定粉じん排出等作業の方法が大気汚染防止法第18条の19各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うものでないときは、その理由	
集じん・排気装置	機種・型式・設置数 △△集じん装置 ××-×2台
	排気能力 (m ³ /min) ○○m ³ /min (1時間当たり換気回数 5.2 回)
	使用するフィルタの種類及びその集じん効率 (%) HEPAフィルタ-0.3μmの粒子を99.97%捕集
使用する資材及びその種類	※プラスチックシート、薬剤等について記入
その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法	※前室の設置状況、作業場の養生方法、薬剤散布方法等について記入

- 備考 1 本様式は、特定粉じん排出等作業ごとに作成すること。
- 2 使用する資材及びその種類の欄には、湿潤剤・固化剤等の薬液、隔離用のシート・接着テープ等の特定粉じん排出等作業に使用する資材及びその種類を記載すること。
- 3 その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法の欄には、大気汚染防止法施行規則別表第7に規定する「同等以上の効果を有する措置」の内容、散水の方法、囲い込み又は封じ込めの方法等を記載すること。
- 4 作業場の隔離又は養生の状況、前室及び掲示板の設置状況を示す見取図を添付すること。見取図は、主要寸法、隔離された作業場の容量 (m³) 並びに集じん・排気装置の設置場所及び排気口の位置を記入すること。

解体等工事に係る事前調査説明書面

発注者 住所 明石市○○町○○ ○○-○○

氏名(法人にあつては名称及びその代表者の氏名)

○○株式会社 代表取締役社長 明石 太郎 様

元請業者 住所 ○○市○○区○○ ○○-○○

(受注者) 氏名 ○○株式会社 代表取締役社長 ○○ ○○

(法人にあつては、名称及びその代表者の氏名)

電話番号 ○○○-○○○-○○

大気汚染防止法第 18 条の 15 第 1 項及び兵庫県環境の保全と創造に関する条例第 57 条に基づく石綿使用の有無に関する事前調査結果について下記のとおり説明します。

解体等工事(建設工事)の場所	○○市○○区○○ ○○-○○ (解体等工事(建設工事)の名称) ○○ビル解体工事		
解体又は改造・補修着手年月日	○年 ○月 ○日	延床面積	3,500m ²
解体等工事の種類	解体 改造・補修	階数	5 階 建
建築物等の竣工年	昭和・平成 ○○年		
建築物等の概要	<input checked="" type="checkbox"/> 建築物 (<input checked="" type="checkbox"/> 耐火 <input type="checkbox"/> 準耐火 <input type="checkbox"/> その他 ()) (<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> RC造 <input type="checkbox"/> S造 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (SRC造)) <input type="checkbox"/> その他工作物		
事前調査を行った者及び登録番号並びに当該者が登録規定に基づく講習を受講した講習実施機関の名称等	氏名 ○○ ○○		登録番号 ○○○○
	講習実施機関の名称 ○○研修センター (<input type="checkbox"/> 一般 <input checked="" type="checkbox"/> 特定 <input type="checkbox"/> 一戸建て等 <input type="checkbox"/> その他 ())		
調査を終了した年月日	○年 ○月 ○日		
調査の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 書面 <input checked="" type="checkbox"/> 目視 <input checked="" type="checkbox"/> 分析 <input type="checkbox"/> その他 ()		
調査の結果	特定建築材料(石綿含有建築材料)の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 石綿有又は石綿みなし有(詳細は別紙1のとおり) <input type="checkbox"/> 石綿無	
	破壊しないと調査できない場所であつて、解体等が始まる前に確認できなかった場所	スラブと外壁面間の層間部(層間ふさぎ)	
	建築物等の階、部屋及び部位ごとの特定建築材料(石綿含有建築材料)の使用の有無	別紙のとおり	
事前調査の揭示	設置予定年月日	○年 ○月 ○日	
	設置場所	別紙のとおり	
届出の要否	1 大気汚染防止法第 18 条の 17 第 1 項(第 2 項)に基づく届出 要・不要 2 兵庫県環境の保全と創造に関する条例第 57 条に基づく届出 要・不要		

備考 1 特定建築材料(石綿含有建築材料)が有り、特定粉じん排出等作業(石綿排出等作業)に該当する場合は別紙1を添付すること。
2 工事中に特定建築材料(石綿含有建築材料)を見つけた場合、再度説明すること。

元請業者からこの書面の説明を受けました。 発注者氏名(法人にあつては名称並びに説明を受けた者の職及び氏名) ○年 ○月 ○日 ○○ ○○
発注者へこの書面の説明を行いました。 元請業者氏名(法人にあつては名称並びに説明を行った者の職及び氏名) ○年 ○月 ○日 ○○ ○○

特定粉じん排出等作業 の概要
石綿排出等作業

特定粉じん排出等作業（石綿排出等作業）の種類	1 吹付け石綿、石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材又は石綿含有断熱材に係る作業 (1) 解体作業 (2) 石綿含有建築材料を掻き落とし、切断し、又は破砕すること以外の方法で除去する解体作業 (3) 石綿含有建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業 (4) 改造又は補修の作業 2 石綿含有仕上塗材に係る作業 3 石綿含有成形板等（石綿含有成形板）に係る作業	
特定粉じん排出等作業（石綿排出等作業）の実施の期間	自 ○年 ○月 ○日 至 ○年 ○月 ○日	
特定粉じん排出等作業（石綿排出等作業）の対象となる建築物等の部分における特定建築材料（石綿含有建築材料）の種類並びにその使用箇所及び使用面積	1 吹付け石綿 (天井鉄骨梁、150m ²) 2 石綿を含有する保温材 (、m ²) 3 石綿を含有する耐火被覆材 (、m ²) 4 石綿を含有する断熱材 (、m ²) 5 石綿を含有する仕上塗材 (、m ²) 6 石綿を含有する成形板等（成形板） (、m ²) 詳細は別紙3 のとおり	
特定粉じん排出等作業（石綿排出等作業）の方法	除去 囲い込み・封じ込め・その他 ()	
特定粉じん排出等作業の方法が法第 18 条の 19 各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うものでないときは、その理由		
特定粉じん排出等作業（石綿排出等作業）の対象となる建築物等の配置図及び付近の状況	別紙 のとおり	
特定粉じん排出等作業（石綿排出等作業）の工程を明示した特定工事（特定排出等工事）の工程の概要	別紙 のとおり	
作業の揭示	設置予定年月日	○年 ○月 ○日
	設置場所	別紙 のとおり
特定工事（特定排出等工事）の元請業者（施工する者）の現場責任者の氏名及び連絡場所	○○株式会社○○課 ○○ ○○ 電話番号 ○○○-○○○-○○	
下請負人が特定粉じん排出等作業（石綿排出等作業）を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	○○建設株式会社○○課 ○○ ○○ 電話番号 △△△-△△△-△△	

備考 1 解体等工事が特定粉じん排出等作業（石綿排出等作業）に該当する場合に作成すること。
 2 特定粉じん排出等作業（石綿排出等作業）の対象となる建築物等の配置図、付近の状況、特定粉じん排出等作業（石綿排出等作業）工程を明示した特定工事（特定排出等工事）の工程の概要については、計画している作業方法等がわかるものを添付すること（作業工程を示す日程表、図面等）。

※※様式はありません。以下の各項目を記載しご持参ください。

作業計画の記載事項

作業計画の記載事項	大防法 (大防法施行規則第 16 条の 4 第一号)
①工事の概要	特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 同工事の場所
②石綿含有建材除去等作業	特定粉じん排出等作業の種類 特定粉じん排出等作業の実施の期間 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における石綿含有建材の種類並びにその使用箇所及び使用面積
③石綿飛散防止措置	特定粉じん排出等作業の方法 ※記載例： 「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル P118図4.7.1 石綿含有吹付け材等の切断等を行う作業の手順」⇒P.15 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況（※施工範囲図と共用可）
④工事の工程表	特定粉じん排出等作業の工程を明示した建設工事の工程の概要
⑤施工体制	特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

※「事前調査結果の記録の写し」及び「作業計画」は、除去等の作業を実施している作業場に常に備え付けることが決められています。

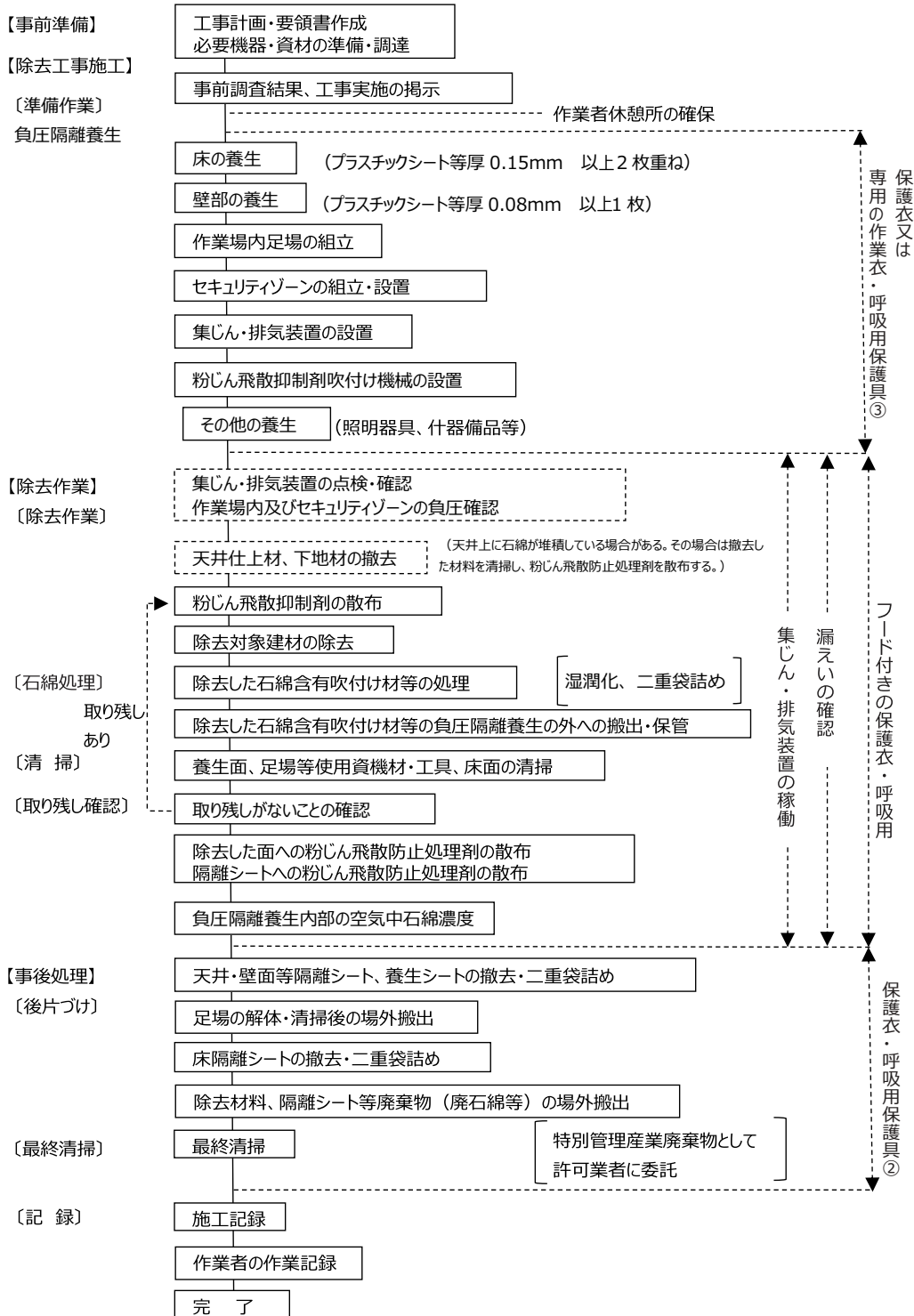
※作成した作業計画は、当該作業を行う全ての作業者に周知しなければならず、作業は作業計画に従って行う必要があります。また、大防法では作業を下請負人が実施した場合、元請業者は作業完了時に作業計画に基づき適切に作業が行われていることを確認することとしています。そのため、作業計画は現場に備え付け、手順等の見直しがあれば適宜計画を修正する必要があります。

※「事前調査結果の記録の写し」及び「作業計画」は、紙で用意されるか、現場に用意されたパソコン等で、内容が直ぐに確認できるような状態で準備してください。

P.13 「作業計画」 ③石綿飛散防止措置：「特定粉じん排出等作業の方法」の記入例

「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」 P118
 図4.7.1 石綿含有吹付け材等の切断等を行う作業の手順

図 4.7.1 石綿含有吹付け材等の切断等を行う作業の手順



建築物等の解体等の作業に関するお知らせ(記入例)

事業場の名称: ○○建設株式会社 ○○○○解体工事作業所			
届出先及び届出年月日	兵庫県○○労働基準監督署	令和○○年○○月○○日	発注者又は自主施工者
	兵庫県 都・道・府・県 ○○○市・区	令和○○年○○月○○日	氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)
調査終了年月日		令和○○年○○月○○日	○○不動産(株) 代表取締役社長 ○○ ○○
看板表示日		令和○○年○○月○○日	住所
解体等工事期間	令和○○年○○月○○日 ~	令和○○年○○月○○日	兵庫県○○市
石綿除去(特定粉じん排出)作業等の作業期間	令和○○年○○月○○日 ~	令和○○年○○月○○日	
調査方法の概要(調査箇所)		元請業者(工事の施工者かつ調査者)	
設計図書の確認 現場での目視及び石綿含有率の分析 (調査箇所) 1階~5階		氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名) ○○建設株式会社 代表取締役社長 ○○ ○○ 住所 兵庫県○○市	
調査結果の概要(部分と石綿含有建材(特定建築材料)の種類、判断根拠)		現場責任者氏名 ○○○○ 連絡場所 TEL ××-×××-××××	
1階 機械室	吹き付け石綿 アモサイト	△△△△ を石綿作業主任者に選任しています。 調査を行った者(分析等の実施者) 氏名又は名称及び住所 ・事前調査・試料採取を実施した者 (資格名称) 特定建築物石綿含有建材調査者 (氏名) ○○ ○○ (登録番号) ○○○○○○ (住所) ○○県○○市○○ ・分析を実施したもの (所属等) ○○分析センター (氏名・登録番号) ○○ ○○ ・ ○○○○○○ (住所) ○○県○○市○○	
2階 金庫室	石綿を含有する耐火被覆材 クリソタイル		
3階 便所内PS	石綿を含有する保温材 アモサイト		
4階 給湯室	耐火被覆材 石綿含有なし ②		
5階 天井スラブ	吹き付け石綿 クロシドライト ○数字は右下欄の「その他の事項」を参照		
石綿除去等作業(特定粉じん排出等作業)の方法			
石綿含有建材(特定建築材料)の処理方法	除去 ○ 囲い込み ・ 封じ込め ・ その他		
集じん・排気装置	機種・型式・設置数	・機種:負圧除塵装置 ・型式:○○○-2000 ・設置数:○台	
	排気能力(m ³ /min)	○○m ³ /min(1時間あたりの換気回数4回)	
	使用するフィルタの種類及びその集じん効果(%)	HEPAフィルター ・捕集効率:99.97% ・粒子径:0.3μm	
使用する資材及びその種類	・湿潤剤:○○○○ ・固化剤:○○○○ ・隔離用シート(床○mm、その他○mm) ・接着テープ 等		
その他の石綿(特定粉じん)の排出又は飛散の抑制方法	(例)・吹付け層に薬液を含浸する等により表層面を被覆する封じ込め工法 (例)・板状材料で完全に覆うことにより密閉する囲い込み工法		
備考:その他の条例等の届出年月日			
		その他事項 調査結果の概要に示す「石綿含有なし」に記載された○数字は、以下に判断根拠を表す ①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明 ⑤材料の製造年月日	

特定粉じん排出等作業完了報告書

(発注者) _____ 年 月 日
_____ 様

(元請業者) 法人名
代表者氏名

ご依頼のありました特定粉じん排出等作業について完了したので、大気汚染防止法第18条の23に基づき報告いたします。

1. 特定粉じん排出等作業の概要

- 対象建築物の名称及び所在地
※対象建築物の名称（個人宅の場合は〇〇様住宅）及び所在地住所を記入する。
- 除去等作業を行った者
※元請業者が行った場合は「報告者と同じ」と記入、下請負人が行った場合は氏名（法人の場合は法人名及び代表者氏名）を記入する。
- 作業の概要
※作業の実施期間、特定粉じん排出等作業の種類、特定建築材料の種類、使用箇所、使用面積、除去方法等、作業計画に記載した内容と実際に行った内容について簡潔に記入、別紙に記入してもよい。

2. 石綿含有建材の取り残しがないこと等の確認

- 確認年月日
※石綿含有建材の取り残しがないこと等を確認した年月日を記入する（複数日の場合は期間を記入）。
- 確認者の氏名
※確認を行った者の氏名（法人に所属している場合は氏名のほか法人名）を記入する。
- 確認者が登録規定に基づく講習又は石綿作業主任者技能講習を受講した講習実施機関の名称等
※受講した講習実施機関の名称（一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された者についてはその旨）を記入する。

3. 特定粉じん排出等作業の完了

- 完了年月日
※特定粉じん排出等作業が完了した年月日を記入する。

4. 申し送り事項

- 異常時の対応
※異常があった場合の対応を記入する。
- 計画と異なる対応を行った場合はその措置内容
※計画と異なる対応を行った場合はその措置内容を記入する。

この書面の説明を受けました。
発注者氏名（法人にあっては名称及びその代表者の氏名）

_____ 年 月 日

届出書類「特定粉じん排出等作業実施届出書」は、
次のページの様式をコピーして作成してください。

委任状

私は都合により _____ を代理者と定め、下記の特定工事について、大気汚染防止法第 18 条の 17 に基づく届出を、担当行政庁あて提出を行うことにつき委任します。

記

1. 特定工事の名称 _____

2. 特定工事の場所 _____

3. 代理者

① 住 所 _____

② 会社名 _____

③ 所属名 _____

④ 連絡先（昼間の連絡先）

勤務先・携帯

電話番号 _____

平成 年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____ 印

特定粉じん排出等作業実施届出書

年 月 日

明 石 市 長 殿

届出者 住 所（法人にあつては、所在地）電話番号

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号（ ） - 番

吹付け石綿又は石綿を含有する断熱材、保温材若しくは耐火被覆材に係る特定粉じん排出等作業を実施するので、大気汚染防止法第18条の17第1項（第2項）の規定により、次のとおり届け出ます。

届出対象特定工事の場所	(届出対象特定工事の名称)		
届出対象特定工事の元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名			
特定粉じん排出等作業の種類	大気汚染防止法施行規則別表第7 1の項 建築物等の解体作業（次項又は5の項を除く） 2の項 建築物等の解体作業のうち、石綿を含有する断熱材、保温材又は耐火被覆材を除去する作業（掻き落とし、切断、又は破砕以外の方法で特定建築材料を除去するもの）（5の項を除く） 5の項 特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業 6の項 改造・補修作業 (件)		
特定粉じん排出等作業の実施の期間	自 年 月 日	※ 整理番号	
	至 年 月 日	※ 受理年月日	
特定建築材料の種類	1 吹付け石綿 2 石綿を含有する断熱材 3 石綿を含有する保温材 4 石綿を含有する耐火被覆材	※ 審査結果	
特定建築材料の使用箇所	見取図のとおり。		
特定建築材料の使用面積	m ²		
特定粉じん排出等作業の方法	別紙のとおり。		
参考事項	特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要	建築物（耐火・準耐火・その他） 延べ面積 m ² （階建） その他工作物	※ 備考
	届出対象特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所		電話（ ） - 番
	下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所		電話（ ） - 番

備考 1 吹付け石綿又は石綿を含有する断熱材、保温材若しくは耐火被覆材に係る特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分の見取図を添付すること。見取図は、主要寸法及びこれらの特定建築材料の使用箇所を記入すること。

2 参考事項の欄に掲げる事項は必須の記載事項ではないが、同欄に所定の事項を記載した場合は、同欄をもって、大気汚染防止法施行規則第10条の4第2項第1号に規定する事項のうち特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要及び同項第3号及び第4号に規定する事項を記載した書類とみなす。

3 ※印の欄には、記載しないこと。

4 届出書、見取図及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

5 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。

※ 兵庫県「環境の保全と創造に関する条例」に基づき、掲示する標識の写しを添付すること。

特定粉じん排出等作業の方法

特定粉じん排出等作業における措置	除去 ・ 囲い込み ・ 封じ込め ・ その他	
特定粉じん排出等作業の方法が大気汚染防止法第18条の19各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うものでないときは、その理由		
集じん・排気装置	機種・型式・設置数	
	排気能力 (m ³ /min)	(1時間あたりの換気回数 回)
	使用するフィルタの種類及びその集じん効率 (%)	
使用する資材及びその種類		
その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法		

備考 1 本様式は、特定粉じん排出等作業ごとに作成すること。

2 使用する資材及びその種類の欄には、湿潤剤・固化液等の薬液、隔離用のシート・接着テープ等の特定粉じん排出等作業に使用する資材及びその種類を記載すること。

3 その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法の欄には、大気汚染防止法施行規則別表第7に規定する「同等以上の効果を有する措置」の内容、散水の方法、囲い込み又は封じ込めの方法等を記載すること。

4 作業場の隔離又は養生の状況、前室及び掲示板の設置状況を示す見取図を添付すること。見取図は、主要寸法、隔離された作業場の容量 (m³) 並びに集じん・排気装置の設置場所及び排気口の位置を記入すること。

解体等工事に係る事前調査説明書面

発注者 住所

氏名(法人にあっては名称及びその代表者の氏名)

様

住所

元請業者

氏名

(受注者)

(法人にあっては、名称及びその代表者の氏名)

電話番号

大気汚染防止法第18条の15第1項に基づく石綿使用の有無に関する事前調査結果について下記のとおり説明します。

解体等工事(建設工事)の場所	(解体等工事(建設工事)の名称)		
解体又は改造・補修着手年月日	年 月 日	延床面積	m ²
解体等工事の種類	解体 改造・補修	階数	階建
建築物等の竣工年	昭和・平成 年		
建築物等の概要	<input type="checkbox"/> 建築物 (<input type="checkbox"/> 耐火 <input type="checkbox"/> 準耐火 <input type="checkbox"/> その他()) (<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> RC造 <input type="checkbox"/> S造 <input type="checkbox"/> その他()) <input type="checkbox"/> その他工作物		
事前調査を行った者及び登録番号並びに当該者が登録規定に基づく講習を受講した講習実施機関の名称等	氏名	登録番号	
	講習実施機関の名称 (<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 特定 <input type="checkbox"/> 一戸建て等 <input type="checkbox"/> その他())		
調査を終了した年月日	年 月 日		
調査の方法	<input type="checkbox"/> 書面 <input type="checkbox"/> 目視 <input type="checkbox"/> 分析 <input type="checkbox"/> その他()		
調査の結果	特定建築材料(石綿含有建築材料)の有無	<input type="checkbox"/> 石綿有又は石綿みなし有(詳細は別紙1のとおり) <input type="checkbox"/> 石綿無	
	破壊しないと調査できない場所であって、解体等が始まる前に確認できなかった場所		
	建築物等の階、部屋及び部位ごとの特定建築材料(石綿含有建築材料)の使用の有無	別紙3のとおり	
の 掲 示	設置予定年月日	年 月 日	
	設置場所		
届出の要否	1 大気汚染防止法第18条の17第1項(第2項)に基づく届出要・不要 2 兵庫県環境の保全と創造に関する条例第57条に基づく届出要・不要		

備考 1 特定建築材料(石綿含有建築材料)が有り、特定粉じん排出等作業(石綿排出等作業)に該当する場合は別紙1を添付すること。

2 工事中に特定建築材料(石綿含有建築材料)を見つけた場合、再度説明すること。

元請業者からこの書面の説明を受けました。
発注者氏名(法人にあっては名称並びに説明を受けた者の職及び氏名)

年 月 日

発注者へこの書面の説明を行いました。
元請業者氏名(法人にあっては名称並びに説明を行った者の職及び氏名)

年 月 日

特定粉じん排出等作業 の概要
石綿排出等作業

特定粉じん排出等作業（石綿排出等作業）の種類	1 吹付け石綿、石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材又は石綿含有断熱材に係る作業 (1) 解体作業 (2) 石綿含有建築材料を掻き落とし、切断し、又は破砕すること以外の方法で除去する解体作業 (3) 石綿含有建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業 (4) 改造又は補修の作業 2 石綿含有仕上塗材に係る作業 3 石綿含有成形板等（石綿含有成形板）に係る作業						
特定粉じん排出等作業（石綿排出等作業）の実施の期間	自 年 月 日 至 年 月 日						
特定粉じん排出等作業（石綿排出等作業）の対象となる建築物等の部分における特定建築材料（石綿含有建築材料）の種類並びにその使用箇所及び使用面積	1 吹付け石綿 (、 m ²) 2 石綿を含有する保温材 (、 m ²) 3 石綿を含有する耐火被覆材 (、 m ²) 4 石綿を含有する断熱材 (、 m ²) 5 石綿を含有する仕上塗材 (、 m ²) 6 石綿を含有する成形板等（成形板） (、 m ²) 詳細は別紙 のとおり						
特定粉じん排出等作業（石綿排出等作業）の方法	除去 ・ 囲い込み ・ 封じ込め ・ その他 ()						
特定粉じん排出等作業の方法が法第 18 条の 19 各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うものでないときは、その理由							
特定粉じん排出等作業（石綿排出等作業）の対象となる建築物等の配置図及び付近の状況							
特定粉じん排出等作業（石綿排出等作業）の工程を明示した特定工事（特定排出等工事）の工程の概要							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">作業の揭示</td> <td style="width: 30%;">設置予定年月日</td> <td style="width: 65%; text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>設置場所</td> <td></td> </tr> </table>	作業の揭示	設置予定年月日	年 月 日		設置場所		
作業の揭示	設置予定年月日	年 月 日					
	設置場所						
特定工事（特定排出等工事）の元請業者（施工する者）の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号						
下請負人が特定粉じん排出等作業（石綿排出等作業）を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号						

- 備考 1 解体等工事が特定粉じん排出等作業（石綿排出等作業）に該当する場合に作成すること。
- 2 特定粉じん排出等作業（石綿排出等作業）の対象となる建築物等の配置図、付近の状況、特定粉じん排出等作業（石綿排出等作業）工程を明示した特定工事（特定排出等工事）の工程の概要については、計画している作業方法等がわかるものを添付すること（作業工程を示す日程表、図面等）

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

事業場の名称:			
届出先及び 届出年月日	労働基準監督署 都・道・府・県 市・区	年 月 日 年 月 日	発注者又は自主施工者 氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)
調査終了 年 月 日	年 月 日	年 月 日	住所
看板表示 日	年 月 日	年 月 日	
解体等工事期間	年 月 日 ~	年 月 日	住所
石綿除去(特定粉じん排出)作業等の作業期間	年 月 日 ~	年 月 日	
調査方法の概要(調査箇所)			元請業者(工事の施工者かつ調査者) 氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名) 住所
調査結果の概要(部分と石綿含有建材(特定建築材料)の種類、判断根拠)			現場責任者氏名 連絡場所 TEL を石綿作業主任者に選任しています。 調査を行った者(分析等の実施者) 氏名又は名称及び住所 ・事前調査・試料採取を実施した者 (資格名称) (氏名) (登録番号) (住所) ・分析を実施した者 (所属等) (氏名・登録番号) (住所)
石綿除去等作業(特定粉じん排出等作業)の方法			
石綿含有建材(特定建築材料)の処理方法		除去・囲い込み・封じ込め・その他	
集じん・排気装置	機種・型式・設置数		
	排気能力(m ³ /min)		
	使用するフィルタの種類及びその集じん効果(%)		
使用する資材及びその種類		その他事項	
その他の石綿(特定粉じん)の排出又は飛散の抑制方法			
備考:その他の条例等の届出年月日			

特定粉じん排出等作業完了報告書

年 月 日

(発注者)

様

(元請業者) 法人名
代表者氏名

ご依頼のありました特定粉じん排出等作業について完了したので、大気汚染防止法第 18 条の 23 に基づき報告いたします。

1. 特定粉じん排出等作業の概要

- ・対象建築物の名称及び所在地
- ・除去等作業を行った者
- ・作業の概要

2. 石綿含有建材の取り残しがないこと等の確認

- ・確認年月日
- ・確認者の氏名
- ・確認者が登録規定に基づく講習又は石綿作業主任者技能講習を受講した講習実施機関の名称等

3. 特定粉じん排出等作業の完了

- ・完了年月日

4. 申し送り事項

- ・異常時の対応
- ・計画と異なる対応を行った場合はその措置内容

この書面の説明を受けました。
発注者氏名

年 月 日